

令和8年度杉並区一般会計補正予算（第2号）

今回の補正予算は、最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付のほか、保育施設等における子どもの安全対策の強化に係る経費、インフレスライドに伴う追加工事費など、新たな事情や緊急性の観点から必要な経費を計上した。

1. 概要

補正事業	24事業
補正予算額	10億5,431万4千円 + 債務負担行為（追加）8件

2. 一般会計予算規模

（単位：千円）

	予算額	特定財源		一般財源
		国・都支出金	その他	
補正前の額	253,713,907	71,614,537	16,016,920	166,082,450
補正額	1,054,314	833,270	30,421	190,623 ★
補正後の額	254,768,221	72,447,807	16,047,341	166,273,073

3. 当面の財政運営

（単位：千円）

	補正前額	今回補正額(上記★)	補正後額
財源保留額	1,235,668	190,623	1,045,045

4. 事業概要（24事業）

（1）総務費

防災施設整備	917千円
<p>インフレスライド及び設計変更に伴い、荻窪地域区民センターの改修(※)に係る追加の工事費を計上</p> <p>※以下の2課で費用案分 防災課 / 防災倉庫 地域課 / 荻窪地域区民センター</p>	

（2）生活経済費

杉並公会堂（PFI事業）				5,640千円								
<p>杉並公会堂施設サービス購入料に適用する基準金利は、10年ごとに改定を行うこととしており、令和8年度は改定年に当たる。今回改定となる基準金利が、当初予算で想定していた金利を上回ることから、追加経費を計上</p> <p>【金利条件】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1～10年目</th> <th>11～20年目</th> <th>21～30年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準金利</td> <td>0.670%</td> <td>0.157%</td> <td>2.186%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【基準金利の状況】</p> <p>(令和7年10月時点金利) 1.556%</p> <p>(当初予算での想定金利) 1.806% (+0.25%)</p> <p>(令和8年4月時点金利) 2.186%</p>						1～10年目	11～20年目	21～30年目	基準金利	0.670%	0.157%	2.186%
	1～10年目	11～20年目	21～30年目									
基準金利	0.670%	0.157%	2.186%									

コミュニティふらっとの整備		1, 888千円	
<p>令和8年1月に締結した「西宮中学校改築及び（仮称）コミュニティふらっと宮前一体整備工事に係る基本設計・実施設計委託契約（令和8年1月～令和10年3月）」（※）において、令和7年度分の前払金の辞退があったことに伴い、令和8年度の部分払に要する経費を追加計上（令和9年度の支払額も増加することから、別途、債務負担行為の限度額を追加）</p> <p>※以下の2課で費用案分 地域課 / （仮称）コミュニティふらっと宮前 学校運営課 / 西宮中学校</p>			
公衆浴場の確保対策		37, 500千円	
<p>東京都と連携し公衆浴場の改築又は改修費用の一部を補助する健康増進型公衆浴場支援補助について、都が令和8年4月1日から補助内容を拡充したことを受け、区内公衆浴場1所から当該補助金の活用希望が寄せられたことに伴い、改修を希望する区内公衆浴場への補助に要する経費を計上</p>			
		補助対象限度額	補助率
従前（令和8年3月まで）	都補助（直接補助）	改築：3億円、改修：1億円	4分の1
	区補助		4分の1
拡充後（令和8年4月以降）	都補助（直接補助）	改築：3億円、 <u>改修：1.6億円</u>	<u>最大3分の2</u>
	区補助		4分の1
荻窪地域区民センターの改修		29, 619千円	
<p>インプレスライド及び設計変更に伴い、荻窪地域区民センターの改修に係る追加の工事費を計上</p>			

西荻区民事務所の移転整備	32,018千円
<p>西荻区民事務所を西荻北二丁目2番に民間事業者が建設する建物（地上5階建の5階部分231.05㎡）に移転することに伴い、移転に係る改修設計費及び建物所有者との賃貸借契約に要する経費を計上</p> <p>【今後のスケジュール（予定）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年6月 建物所有者と賃貸借契約の締結 9月 改修設計に関する契約締結 9年2月 移転先建物の竣工 6月 改修工事着手 10年6月 移転 	
体育施設の維持管理	32,925千円
<p>令和8年10月開設予定の下高井戸おおぞら公園スポーツコートについて、準備等業務委託費及び指定管理料を計上</p>	

(3) 保健福祉費

民生（児童）委員活動				81,293千円		
（特財：都支出金 93,120千円）						
東京都が令和8年4月1日から民生（児童）委員に対する活動費（都負担金）を増額したことに伴い、追加経費を計上						
	令和8年3月まで（月額）			令和8年4月以降（月額）		
	都負担額	区上乗せ	合計	都負担額	区上乗せ	合計
代表会長	16,300	3,400	19,700	36,300	0	36,300
会長	10,400	3,400	13,800	30,400	0	30,400
副会長	10,000	2,800	12,800	30,000	0	30,000
一般・主任児童委員	10,000	2,500	12,500	30,000	0	30,000
国民健康保険事業会計繰出金				△ 284,246千円		
後期高齢者医療事業会計繰出金				12,566千円		
国民健康保険事業会計及び後期高齢者医療事業会計の補正に伴う繰出金の増減を計上 （P12,13の「国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」「後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）」を参照）						
介護強化型ケアハウス施設管理				18,285千円		
インプレスライド及び設計変更に伴い、ケアハウス今川の改修に係る追加の工事費を計上						

私立認可保育所	37,697千円
(特財：国庫支出金 19,053 千円、都支出金 10,965 千円)	
地域型保育事業	6,131千円
(特財：国庫支出金 3,305 千円、都支出金 1,412 千円)	
<p>① 公定価格の改正により、施設機能強化推進費加算について、私立認可保育所に対する上限額が引き上げられた（年額16万円→20万円）ほか、加算要件が緩和されることにより新たに加算対象となる施設数が増加すること等に伴い、追加経費を計上</p> <p>② 公定価格の改正により、療育支援加算について、専門職の配置等の費用が新たに算定対象となったほか、地域型保育事業が新たに加算の対象となったことに伴い、追加経費を計上</p> <p>③ 東京都の保育士等キャリアアップ補助金の対象が拡充されたことに伴い、追加経費を計上</p>	

保育所等における子どもの安全確保支援事業	120,928千円
(特財：都支出金 85,600千円)	
<p>職員による見守り等の安全対策に加え、保育施設等における園児の安全確保をより確実なものとするため、門扉への電気錠の整備及びアドバイザー派遣等の安全確保に係る経費を計上</p> <p>【電気錠の整備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区立保育園 22 所、区立子供園 4 所 → 主要門扉に自動施錠機能付き電気錠を整備 ・私立保育園等 242 施設 → 都補助を活用し、令和 8 年度中に設置又は購入した電気錠、パーテーション、カメラ等の園児の安全確保に資する設備整備等に係る経費を補助 (補助上限額 100 万円) (私立幼稚園分を除き都補助 10/10) <p>【アドバイザー派遣等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育及び安全管理に関する専門的な知見を有する外部の専門家（アドバイザー）を区立保育園等へ派遣し、各園の状況に応じた具体的な改善点について助言を行う取組を実施 ・アドバイザーを講師とした職層別集合研修を実施 	
こども発達センターの維持管理	500千円
<p>職員による見守り等の安全対策に加え、園児の安全確保をより確実なものとするため、こども発達センターの通用門扉に自動施錠機能付き電気錠を設置するための経費を計上</p>	

生活保護費	741,345千円
(特財：国庫支出金 601,192 千円、都支出金 6,233 千円)	
<p>令和7年6月の最高裁判決を踏まえ、平成25年8月1日から令和8年3月31日までの間に杉並区で生活保護を受給していた世帯（保護廃止世帯、中国残留邦人等支援給付世帯を含む）を対象に、生活保護費の追加支給を行うための経費を計上</p> <p>【対象世帯・支給方法】</p> <p>①令和8年3月1日現在受給中の世帯（6,354世帯）には、令和8年7月以降に生活保護費としてプッシュ型で支給</p> <p>②令和8年2月28日以前に保護廃止した世帯（5,353世帯）は、令和8年8月以降に申請を受け付け、その後支給</p> <p>【経費内訳】</p> <p>上記①の追加給付費 405,661千円（国費3/4）</p> <p>上記②の追加給付費 188,353千円（国費3/4）</p> <p>事務費等 147,331千円（国費10/10）</p>	
在宅医療体制の充実	9,646千円
(特財：都支出金 9,646 千円)	
<p>杉並区医師会が令和6年度から実施してきた「24時間診療体制推進事業（夜間・休日診療体制のバックアップ事業）」について、東京都から医師会への直接補助から区市町村を事業主体とする間接補助方式に移行することとされた。補助方式の移行後も医師会が推進してきた在宅医療体制を引き続き支援する必要があることから、補助に要する経費を追加計上</p> <p>【補助対象事業】 ①夜間・休日診療体制のバックアップ事業（継続事業）</p> <p>②専門領域外診療に対する支援体制の構築・確保事業（新規）</p> <p>【補助内容】 対象経費の10分の10（全額、東京都の「区市町村在宅療養推進事業」を活用）</p>	

食品衛生監視	1, 876千円
令和7年7月の食品衛生法施行規則の一部改正により、令和8年4月から「従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業」が飲食店営業の許可対象として新たに設けられたことに伴い、許可書及び許可済標識の発行事務等に対応するため、食品衛生システムの改修に要する経費を計上	
乳幼児健康診査等	3, 340千円
(特財：国庫支出金 500 千円、都支出金 2,244 千円)	
こども家庭庁から令和10年度までに全国の自治体での実施を目指すことが示されている5歳児健康診査について、健診の実施方法や従事者の確保などの課題を検証し、円滑な本格実施に向けた体制を整備するため、モデル事業の実施に要する経費を計上	

(4) 都市整備費

公園の維持管理	54, 856千円
令和8年10月に全面開園する下高井戸おおぞら公園について、新たに指定管理者による管理運営を行うため、指定管理料を計上	
公園等の整備	68, 300千円
(特財：分担金及び負担金 25,200 千円)	
インフレスライド及び工事内容の変更等に伴い、下高井戸おおぞら公園第二期整備工事に係る追加の工事費を計上	

有料制自転車駐車場の運営	3,693千円
	(特財：使用料及び手数料 979千円)
自転車駐車場等整備	14,000千円
	(特財：諸収入 4,242千円)
<p>令和8年3月末をもって廃止した西永福北自転車駐車場について、地権者との継続的な交渉の結果、敷地の南側部分(83.71 m²)を新たに賃借することについて合意に達したことから、当該南側部分に改めて有料制自転車駐車場を整備するための経費を計上するほか、土地賃借料及び維持管理等に要する経費を計上</p> <p>【収容台数】約30台(1回利用のみ)</p> <p>【開設時期】令和8年9月</p>	

(5) 教育費

西宮中学校の改築	23,597千円
<p>令和8年1月に締結した「西宮中学校改築及び(仮称)コミュニティふらっと宮前一体整備工事に係る基本設計・実施設計委託契約(令和8年1月～令和10年3月)」において、令和7年度分の前払金の辞退があったことに伴い、令和8年度の部分払に要する経費を追加計上</p> <p>(令和9年度の支払額も増加することから、別途、債務負担行為の限度額を追加)</p>	

5. 債務負担行為補正（追加）

No.	事 項	期 間	限 度 額
1	指定管理者制度による下高井戸区民集会所の管理運営	令和13年度まで	94,000千円
2	コミュニティふらっとの整備（（仮称）コミュニティふらっと宮前基本実施設計）	令和9年度まで	5,000千円
3	指定管理者制度による松ノ木運動場の管理運営	令和13年度まで	163,000千円
4	指定管理者制度による永福体育館の管理運営	令和13年度まで	489,000千円
5	指定管理者制度による下高井戸運動場の管理運営	令和13年度まで	187,000千円
6	指定管理者制度による下高井戸おおぞら公園スポーツコートの管理運営	令和13年度まで	286,000千円
7	指定管理者制度による下高井戸おおぞら公園の管理運営	令和13年度まで	493,000千円
8	西宮中学校の改築（基本実施設計）	令和9年度まで	69,000千円

No. 1、3～7 令和13年度までの指定管理者を指定することに伴い指定管理料に係る債務負担行為限度額を設定

No. 2, 8 西宮中学校改築・（仮称）コミュニティふらっと宮前一体整備工事に係る基本設計・実施設計について、事業者が前払金を辞退したことに伴い令和8年度以降の支払金額が増額となったため

令和8年度杉並区国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

1. 予算規模

（単位：千円）

	補正前	補正額	補正後
総額	52,903,894	△ 284,246	52,619,648
うち一般会計繰入金	4,907,133	△ 284,246	4,622,887

2. 補正理由

【増要因】 都に納付する国民健康保険事業納付金のうち、後期高齢者支援金等分(24,782千円)及び子ども・子育て支援納付金分(42,066千円)の増額

【減要因】 都に納付する国民健康保険事業納付金のうち、医療給付費分(△305,602千円)及び介護納付金分(△45,492千円)の減額

令和 8 年度杉並区後期高齢者医療事業会計補正予算（第 1 号）

1. 予算規模

（単位：千円）

	補正前	補正額	補正後
総 額	17,873,533	12,566	17,886,099
うち一般会計繰入金	6,762,651	12,566	6,775,217

2. 補正理由

当初予算編成時は、マイナ保険証保有者については一律に「資格確認のお知らせ」を送付する予定としていたところ、国の方針決定により、マイナ保険証保有者であっても「75歳から84歳までのマイナ保険証保有者のうち一定以上の利用実績がある方」を除く被保険者には「資格確認書」の送付を行うこととされたことに伴い、郵送費を増額する必要があるため。

	資格確認のお知らせ（普通郵便）	資格確認書（簡易書留）
当初予算編成時	マイナ保険証保有者	マイナ保険証未保有者
補正予算編成時 （国の方針決定後）	75歳から84歳までのマイナ保険証保有者のうち直近の利用実績が一定以上である方	左記を除く全員 <ul style="list-style-type: none"> ・ 85歳以上（マイナ保険証保有の有無問わず） ・ 75歳から84歳までのマイナ保険証未保有者 ・ 75歳から84歳までのマイナ保険証保有者のうち直近の利用実績が一定未満である方

※「直近の利用実績が一定以上」とは、「直近1年間にマイナ保険証の利用が6回以上かつ、概ね直近3ヵ月以内に利用実績がある場合」を指す。